

## ➤ 引取業について

### ・ 目次

項目	ページ
(1) <a href="#">引取業者の概要</a>	
① <a href="#">引取業者の位置付け</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
② <a href="#">引取業者の行為義務</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
(2) <a href="#">引取業者の登録手続き等</a>	
① <a href="#">引取業の新規登録</a> . . . . .	<a href="#">4</a>
② <a href="#">引取業の登録申請後に必要な事項</a> . . . . .	<a href="#">5</a>
③ <a href="#">引取業の登録の更新</a> . . . . .	<a href="#">6</a>
④ <a href="#">引取業の変更届出</a> . . . . .	<a href="#">7</a>
⑤ <a href="#">引取業の廃業等の届出</a> . . . . .	<a href="#">8</a>

## (1) 引取業者の概要

### ① 引取業者の位置づけ

船橋市内の事業所において、自動車所有者から使用済自動車を引き取る場合、船橋市に引取業者の登録をする必要があります。

使用済自動車であるか中古車であるかの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではありません。

また、引き取った使用済自動車をフロン類回収業者に引き渡すか、解体業者に引き渡すかを判断するために、カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制が必要です。

引取業者は、これらの判断を行い、使用済自動車をリサイクルルートに乗せる入口の役割を担っており、自動車リサイクルにおいて非常に重要なものとなっています。

※ 中古車のみを引き取る場合については、引取業者の登録をする必要はありません。

※ 市内に複数の事業所がある場合、自動車の引取りを行うすべての事業所を登録する必要があります。

※ 船橋市以外の事業所がある場合については、各事業所所在地の都道府県知事等の登録が必要です。

### ② 引取業者の行為義務

#### ◆ リサイクル料金の確認

使用済自動車の引取りを行う際には、その車両に装備されているエアバッグ類やフロン類に応じたリサイクル料金が資金管理法人に預託されているか否かを、預託証明書（リサイクル券）または自動車リサイクルシステムで確認する必要があります。

#### ◆ 引取り義務

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、その使用済自動車を引き取る義務があります。

ただし、正当な理由がある場合は引取りを断ることができます。

#### 正当な理由

- ✓ 天災その他やむを得ない事由により引取りが困難である場合
- ✓ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ✓ 使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ✓ 引取りの条件が通常取引条件と著しく異なる場合
- ✓ 法令の規定、公の秩序、善良な風俗に反する場合

#### ◆ 引取証の交付

使用済自動車の引取りを行った場合は、その使用済自動車の最終所有者に引取りしたことを証明する書面（引取証）を交付しなければなりません。

##### 引取証の記載事項

- ✓ 引取業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号
- ✓ 使用済自動車の引取りを求めた者の氏名（名称）
- ✓ 使用済自動車を引取りした年月日
- ✓ 使用済自動車に支払われていたリサイクル料金の額

#### ◆ 使用済自動車引渡し義務

使用済自動車にフロン類が充填されたカーエアコンが搭載されているか否かを確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、それぞれ引き渡す義務があります。

なお、フロン類回収業者と解体業者にもそれぞれ引取り義務がありますが、引取業者と同じく正当な理由があれば引取りを拒否される場合があります。

#### ◆ 使用済自動車引取り・引渡し報告

使用済自動車の引取りや引渡しを行ってから3日以内に、自動車リサイクルシステムによって、引取りや引渡しを実施したことを報告しなければなりません。

##### 報告事項

##### ① 使用済自動車引取り報告

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ 使用済自動車の引取りを求めた者の氏名（名称）
- ✓ 引取業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号
- ✓ 道路運送車両法による自動車登録番号又は車両番号
- ✓ 充填されているフロン類の種類

##### ② 使用済自動車引渡し報告

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
  - ✓ 引取業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
  - ✓ 使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地
  - ✓ 引渡しした使用済自動車の車台番号
  - ✓ 使用済自動車の運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
- ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要

#### ◆ 使用済自動車運搬の基準

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従って運搬しなければなりません。

## (2) 引取業者の登録手続き等

### ① 引取業の新規登録

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、その事業を行うすべての事業所を事業者ごとに、市に登録する必要があります。

#### ◆ 登録の申請

下記の必要書類一式を市に提出し、登録申請を行ってください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っていません。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 引取業者登録申請書	<b>様式第一</b> に必要事項を記入したもの
2. 住民票の写し	申請者が <b>個人の場合</b> に必要 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	申請者が <b>未成年者の場合</b> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	申請者が <b>法人の場合</b> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	①、②のいずれかが必要 ① カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 ② カーエアコンの構造に関して十分な知見を有することを確認できる書類 ・ 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証、業界団体等が行う講習の受講証等の写し
6. 誓約書	自動車リサイクル法第45条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
7. 事業所の案内図	市内において登録する <b>すべての事業所の案内図</b>

#### ◆ 申請手数料

登録申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数料を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

新規登録申請手数料	5,000円
-----------	--------

## ② 引取業の登録申請後に必要な事項

### ◆ 引取業登録通知書の交付

登録申請のあった事業者ごとに、登録番号等の情報が記載されている引取業登録通知書を交付します。

交付時に登録業者の義務等について説明いたしますので、郵送によるお渡しは行っておりません。

引取業登録通知書は大切な書類ですので、紛失等をしないように保管してください。

### ◆ 自動車リサイクルシステムへの登録

引取業登録通知書を受け取った後に、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。自動車リサイクルシステムの登録に関しては、下記をご確認ください。

#### 問合せ先

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話番号 : 050-3786-8822

受付時間 : 9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)

#### 自動車リサイクルシステムホームページ

<http://www.jars.gr.jp/>

### ◆ 標識の掲示

引取業の登録をした事業所には、必要事項を記載した規定の大きさ以上の標識を見やすい場所に掲示する必要があります。

引取業登録通知書には必要事項が網羅されているため、その写しを標識として掲げることができます。

また、複数の登録・許可を有する場合は、1枚の標識に各事業の記載事項をすべて記載することもできます。

#### 大きさ

縦・横ともに20センチメートル以上

#### 記載事項

業の種類(引取業者である旨)、名称または氏名、登録番号

### ③ 引取業の登録の更新

引取業の登録の有効期限は5年間です。登録通知書に記載されている有効年月日を確認の上、期限の前に登録の更新手続きを行ってください。

なお、期限を過ぎてしまった場合は、新規の登録が必要になり、登録番号も変わりますので注意してください。

#### ◆ 登録更新の申請

下記の必要書類一式を市に提出し、登録更新の申請を行ってください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っていません。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 引取業者登録の更新申請書	<b>様式第一</b> に必要事項を記入したもの
2. 住民票の写し	申請者が <b>個人の場合</b> に必要 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	申請者が <b>未成年者の場合</b> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	申請者が <b>法人の場合</b> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	登録している確認する体制を説明する書類
6. 誓約書	自動車リサイクル法第45条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
7. 事業所の案内図	市内において登録する <b>すべての事業所の案内図</b>
8. 引取業登録通知書	最新の <b>登録通知書の写し</b>

#### ◆ 申請手数料

登録更新の申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数料を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

登録更新申請手数料	4,000円
-----------	--------

#### ◆ 引取業登録通知書の交付

登録更新時にも、引取業登録通知書を交付します。

前回交付した登録通知書と交換でお渡しいたします。

最新の登録通知書を紛失等しないように大切に保管してください。

#### ④ 引取業の変更届出

引取業者の登録内容に変更があった場合は、変更の日から30日以内に変更届を提出する必要があります。

※ 届出の期日を過ぎてしまった場合は船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

##### 変更の届出が必要な場合

- ・ 氏名、名称、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更
- ・ 事業所の名称又は所在地の変更（事業所の追加・一部閉鎖を含む。）
- ・ 役員の変更（法人の場合）
- ・ カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制の変更

#### ・ 変更の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、登録変更の届出を行ってください。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 引取業者変更届出書	<u>様式第二</u> に必要事項を記入したもの
2. 住民票の写し	<u>申請者が個人</u> で、氏名、住所に変更があった場合 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	<u>申請者の法定代理人</u> に変更があった場合 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	<u>申請者が法人</u> で、名称、住所、役員に変更があった場合 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	<u>フロン類の確認体制</u> に変更があった場合 ① カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 ② カーエアコンの構造に関して十分な知見を有することを確認できる書類 ・ 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証、業界団体等が行う講習の受講証等の写し
6. 誓約書	<u>法定代理人又は法人の役員</u> に変更があった場合 ・ 自動車リサイクル法第45条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
7. 事業所の案内図	事業所の名称、所在地に変更があった場合に必要 ・ 変更のあったすべての事業所の案内図
8. 引取業登録通知書	最新の <u>登録通知書の写し</u> （原本でも可）



◆ 引取業登録通知書の交付

登録変更時にも、**引取業登録通知書を交付**します。

前回交付した登録通知書と交換でお渡しします。

前回交付した引取業登録通知書の原本を返納されている場合に限り、郵送による新しい登録通知書の交付を行っております。

郵送による受け取りをご希望の場合は、返信用の封筒等をご提出ください。

※ 切手の添付やレターパックの使用等により、**送料は負担**していただきます。

最新の登録通知書を紛失等しないように大切に保管してください。

⑤ 引取業の廃業等の届出

引取業者を廃業した場合は、廃業した日から30日以内に廃業届を提出する必要があります。

**廃業の届出が必要な場合**

- ・ 事業者が個人で、その者が**死亡**した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が**合併により消滅**した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が**解散**した場合
- ・ 事業者が引取業を**廃止**した場合

◆ 廃業の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、廃業の届出を行ってください。

※ 書式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 引取業者廃業届	書式に必要事項を記入したもの
2. 引取業登録通知書	最新の登録通知書の原本